

目 次

第1章 総則

第1条	趣旨	P01
第2条	信義誠実の原則	P01
第3条	管理を行わせる公の施設	P01
第4条	指定の期間	P01
第5条	事業年度	P01

第2章 管理業務の実施

第1節 管理の基準等

第6条	管理業務の実施の基本的な方針	P01
第7条	管理業務の範囲及び実施条件	P02
第8条	規定の適用関係	P02
第9条	管理業務の実施方法	P02
第10条	権利の譲渡等の制限	P02
第11条	委託の制限	P02

第2節 業務の実施

第12条	開業準備	P02
第13条	保険への加入	P03
第14条	総括責任者の配置	P03
第15条	適正な行政手続	P03
第16条	山口県施設予約システムの管理	P03
第17条	開館日又は開館時間の変更	P03
第18条	施設及び設備等の変更	P04
第19条	緊急時の対応	P04

第3節 管理業務に係る情報の取扱い

第20条	情報公開	P04
第21条	秘密保持義務	P04
第22条	文書等の管理・保存	P04

第4節 個人情報保護

第23条	個人情報の保護に係る基本的事項	P05
第24条	個人情報に関する秘密の保持	P05
第25条	収集の制限	P05
第26条	目的外利用及び提供の禁止	P05
第27条	適正管理	P05
第28条	複写又は複製の禁止	P05
第29条	資料等の返還等	P05
第30条	従事者等への周知	P05
第31条	再委託の禁止	P06
第32条	事故発生時における報告	P06

第5節 備品の取扱い

第33条	甲による備品の貸与	P06
第34条	乙による備品の購入等	P06

第6節 損害賠償

第 35 条	損害賠償	P06
第 36 条	第三者への賠償	P07
第 7 節	事業報告及びモニタリング	
第 37 条	事業計画書の作成等	P07
第 38 条	利用者ニーズの把握	P07
第 39 条	業務報告書の作成等	P07
第 40 条	事業報告書の作成等	P07
第 41 条	自己評価	P08
第 42 条	モニタリングの実施	P08
第 43 条	改善勧告	P08

第 3 章 財務

第 1 節 会計区分等

第 44 条	会計の区分	P08
第 45 条	帳簿書類の保存	P08

第 2 節 指定管理料及びリスク分担

第 46 条	指定管理料の額	P08
第 47 条	指定管理料の支払	P09
第 48 条	指定管理料の額の変更	P09
第 49 条	リスクの分担	P10

第 3 節 利用料金

第 50 条	利用料金	P11
第 51 条	利用料金等に係る現金の出納事務	P11
第 52 条	利用料金の減免	P11

第 4 章 指定の取消し及び業務の停止等

第 53 条	管理業務の遂行が困難となった場合の申し出	P11
第 54 条	指定の取消し及び業務の停止	P12
第 55 条	指定の取消し等により生じた損害	P12

第 5 章 業務の引継ぎ

第 56 条	施設等の引渡し	P12
第 57 条	調達備品の取扱い	P12
第 58 条	システムの取扱い	P13
第 59 条	事務の引継ぎ	P13

第 6 章 年度別協定

第 60 条	年度別協定	P13
--------	-------	-----

第 7 章 グループの構成

第 61 条	債務の履行	P13
第 62 条	構成員の変更	P13

第 8 章 雑則

第 63 条	名称等の変更の届出	P14
第 64 条	協定の改定	P14
第 65 条	疑義等の解決	P14

第 66 条	履行の決定	・ ・ ・ ・ ・	P14
第 67 条	協定締結に要する費用	・ ・ ・ ・ ・	P14
第 68 条	管轄裁判所	・ ・ ・ ・ ・	P14

施設名の管理に関する包括協定書（例）

山口県（以下「甲」という。）と指定管理者名（以下「乙」という。）とは、施設名称（以下「施設名」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、条例名（条例番号。以下「条例」という。）該当する条項の規定により、指定管理者に指定された乙が行う施設名の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理を行わせる公の施設）

第3条 乙に管理を行わせる公の施設は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地

2 前項に規定する施設名を構成する土地、建物及び工作物は、別表第1「指定管理者が管理する施設及び設備」に掲げるとおりである。

（指定の期間）

第4条 施設名の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、指定開始年月日から指定終了年月日までとする。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、この限りではない。

（事業年度）

第5条 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理業務の実施

第1節 管理の基準等

（管理業務の実施の基本的な方針）

第6条 乙は、管理業務の実施に当たっては、使用者に対するサービスの向上を図り、施設名の設置の目的を効果的に達成するよう努めなければならない。

（管理業務の範囲及び実施条件）

第7条 甲は、条例該当条項の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1)〇〇〇に関すること。
- (2)〇〇〇に関すること。
- (3)〇〇〇に関すること。

2 甲が乙に行わせる管理業務の細目及び実施条件は、別記第1「指定管理者業務仕様書」に定めるとおりとする。

（規定の適用関係）

第8条 乙は、この協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項及び仕様書（以下「募集要項等」と総称する。）並びに応募時の事業計画書並びに指定管理者指定書に従って指定管理業務を実施するものとする。

2 この協定、募集要項等、応募時の事業計画書及び指定管理者指定書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、この協定、指定管理者指定書、募集要項等、応募時の事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、応募時の事業計画書において募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、応募時の事業計画書に示された水準によるものとする。

3 前項の規定に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（管理業務の実施方法）

第9条 乙は、関係法令及び別記第1「指定管理者業務仕様書」に定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良な管理者の注意をもって施設名を常に良好な状態に管理し、管理業務を誠実に実施しなければならない。

（権利の譲渡等の制限）

第10条 乙は、管理業務に係る乙の権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（委託の制限）

第11条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙が管理業務を委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

第2節 業務の実施

（開業準備）

第12条 乙は、管理業務の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を

確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、管理業務の開始に先立ち、甲に対して施設名の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、必要と認める場合は、管理業務の開始に先立ち、乙に対して施設名の管理等に関する研修等を行うものとする。
- 4 甲は、必要と認める場合は、管理業務の開始に先立ち、乙に対して施設名の管理等に関する準備のため、施設の使用を認めるものとする。
なお、乙の施設の使用について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、管理業務の開始日までに施設名の施設、設備及び備品の現状について、双方立会いのうえ確認するものとする。

(保険への加入)

第13条 乙は、管理業務を開始する日までに、次の施設賠償責任保険に加入するものとする。

※保険加入が必要な場合は概要を記載

2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(総括責任者の配置)

第14条 乙は、乙の職員のうちから管理業務に関する総括責任者を配置するとともに、当該各責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該各責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(適正な行政手続)

第15条 乙は、管理業務の執行に当たっては、山口県行政手続条例（平成7年3月14日 条例第1号）の規定に基づいた手続きにより行うものとし、同条例の規定に基づき審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めておかななければならない。
2 乙は、前項の規定により審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

(山口県施設予約システムの管理)

第16条 乙が管理業務の実施に当たり使用する山口県施設予約システムの管理については、別に定めるところによるものとする。

(開館日又は開館時間の変更)

第17条 乙は、施設名の開館日又は開館時間を変更しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の開館日又は開館時間
- (2) 開館日又は開館時間を変更する理由
- (3) その他甲が必要と認める事項

（施設及び設備等の変更）

第18条 乙は、建物の改築、構築物の新設又は機械装置の新設等の現状変更をしようとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 レストラン及び自動販売機等の設置をしようとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（緊急時の対応）

第19条 乙は、事故、災害その他の緊急事態への対応等について、あらかじめマニュアルを作成し、管理業務に従事している者に周知徹底するものとする。

2 乙は、管理業務の実施に関して事故、災害その他の緊急事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲その他関係者に対し、当該緊急事態の内容及び講じた措置の内容を報告し、又は通報しなければならない。

3 前項の場合には、乙は、甲と協力して、当該緊急事態の発生の原因を調査しなければならない。

第3節 管理業務に係る情報の取扱い

（情報公開）

第20条 乙は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）の趣旨にのっとり、管理業務に係る情報の公開に関する規程を定め、管理業務に係る情報を公開するよう努めなければならない。

2 甲は、乙に対し、管理業務に係る情報の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

（秘密保持義務）

第21条 乙は、乙の役職員若しくは施設名の管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、施設名の管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、当該業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務付けるものとする。

（文書等の管理・保存）

第22条 乙は、管理業務実施にあたり作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）の管理に関する規程を定め、管理業務に係る文書等を適正に管理・保存しなければならない。

2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議し、山口県公文書取扱規程（昭和28年山口県訓令第21号）別表第4に準じて当該文書等の保存期間を定めるものとする。

3 乙は、保存期間が満了した文書等について、粉碎、焼却その他甲が定める手段により廃棄するものとする。

4 乙は、指定管理期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された後には、保存期間が到来していない文書等を甲又は甲の指定するも

のに引き継がなければならない。

第4節 個人情報の保護

（個人情報の保護に係る基本的事項）

第23条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第24条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。乙の指定の期間が満了し、又は乙の指定が取り消された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第25条 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第26条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第27条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第28条 乙は、甲の承認があるときを除き、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第29条 乙は、乙の指定の期間が満了し、又は乙の指定が取り消されたときは、甲の指示に従い、管理業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている文書等を甲に返還し、又は新たに指定管理者となる団体に引き継がなければならない。

（従事者等への周知）

第30条 乙は、乙の役職員若しくは施設名の管理業務に従事している者又はこれらの者であった者に対し、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第31条 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の規定に基づき、乙が第三者に個人情報の取扱いの委託等の行為を行う場合は、当該第三者に対し、第23条から前条までの規定による義務を負わせなければならない。

（事故発生時における報告）

第32条 乙は、第23条から前条までの規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。乙の指定の期間が満了し、又は乙の指定が取り消された後においても、同様とする。

第5節 備品の取扱い

（甲による備品の貸与）

第33条 甲は、指定期間中、管理業務を行うために必要な備品を乙に貸与する。

2 乙は指定期間中、前項の規定により貸与された備品（以下「貸与備品」という。）を常に良好な状態に保つものとする。

3 貸与備品が不可抗力又は経年劣化により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。

4 乙は、管理の瑕疵により貸与備品をき損又は滅失したときは、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

5 乙は、甲の所有に属する備品等について台帳を備え、その管理に係る備品等を整理し、廃棄等の異動があった場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

（乙による備品の購入等）

第34条 乙は、前条第1項に定めるもののほか、乙の任意により、自己の費用で備品を購入又は調達し、管理業務実施のために供することができる。（以下「調達備品」という。）

2 前項の自己の費用が指定管理料によるものである場合、当該購入した備品の所有権は、乙にあるものとする。

3 調達備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合、乙は自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。

第6節 損害賠償

（損害賠償）

第35条 乙は、故意又は過失により施設名の施設（附属設備及び第33条の規定により甲が貸与した備品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第36条 管理業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償したときは、乙に対して、当該賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

第7節 事業報告及びモニタリング

(事業計画書の作成等)

第37条 乙は、毎事業年度、甲が指定する期日までに、事業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、事業計画書の内容の修正又は変更を指示するものとする。

3 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

4 乙は、管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、年度の決算の確定した時点で速やかに決算書類を甲に提出しなければならない。

(利用者ニーズの把握)

第38条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、毎年度その結果及び業務改善の状況について、甲に報告しなければならない。

(業務報告書の作成等)

第39条 乙は、毎月、業務報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(事業報告書の作成等)

第40条 法第244条の2第7項の事業報告書は、事業報告書(別記様式)によらなければならない。

2 乙は、管理業務に係る収支において剰余金が生じたときは、前項の事業報告書に当該剰余金が生じた理由を記載しなければならない。

3 第1項の事業報告書は、事業年度終了後60日以内に、甲に提出しなければならない。

4 乙は、法第244条の2第11項の規定により、事業年度の途中において指定の取消しを受け、又は事業年度の末日を含む期間について管理の業務の停止を受けたときは、当該処分を受けた日までの間について事業報告書を作成し、当該処分を受けた日から30日以内に、これを甲に提出しなければならない。

(自己評価)

第41条 乙は、施設の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、次に掲げる事項について自己評価を実施して、毎年度その報告書を甲に提出しなければならない。

ない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用実績
- (3) 利用促進の取組
- (4) 収支決算
- (5) サービスの質

(モニタリングの実施)

第42条 甲は、乙による管理業務の適正を期するため、定期及び随時に、当該管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、業務の実施状況を点検及び評価（以下「モニタリング」という。）するものとする。

2 前項に規定するモニタリングの具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

(改善勧告)

第43条 第39条及び第40条の規定により提出された報告書を確認し、第42条の調査若しくは報告徴収をした結果、乙による管理業務が甲が承認した事業計画書に従い適正に管理されていないと認められる場合は、甲は乙に対してその改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じ、その措置結果を甲に文書で報告しなければならない。

第3章 財務

第1節 会計区分等

(会計の区分)

第44条 乙は、管理業務に関する収入及び支出について、特別に会計を設け、専用の口座で管理しなければならない。

(帳簿書類の保存)

第45条 乙は、各事業年度終了後5年間、管理業務に関する収入及び支出に関する帳簿書類を保存しなければならない。

第2節 指定管理料及びリスク分担

(指定管理料の額)

第46条 甲は、毎事業年度、管理業務の実施に要する経費として、予算の範囲内で、乙に指定管理料を支払うものとする。

2 指定期間中の指定管理料の総額は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇円）以下とする。

3 指定期間内の各事業年度ごとの指定管理料の額は、各事業年度ごとに、甲と乙との協定で定める。

4 前項の年度別協定で定めた指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議の上、これを変更するものとする。

(指定管理料の支払)

- 第47条 乙は、指定管理料に係る資金計画書を四半期ごとに作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、指定管理料を四半期ごとに乙の請求に基づき前金払の方法で支払うものとする。
 - 3 前項の指定管理料の請求は、第1項の資金計画書の内容に基づき、前金払請求書を甲に提出して行うものとする。
 - 4 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。

(指定管理料の額の変更)

- 第48条 甲は、乙から事業報告書が提出されたときは、その内容を審査し、管理業務に係る収支に剰余金が生じており、かつ、当該剰余金のうち乙が実施すべき管理業務を実施しなかったために生じた部分（以下「不完全履行剰余金」という。）があると認めるときは、不完全履行剰余金に相当する額を指定管理料の額から減額するものとする。
- 2 法第244条の2第11項の規定により乙がその指定を取り消され、又は管理の業務の停止を受けたときは、甲は、管理業務のうち当該処分により乙が行わないこととなった部分を実施するために必要な経費に相当する額を、指定管理料の額から減額することができる。
 - 3 甲は、前条の規定により前払金をした金額の合計額（以下「前払金額」という。）が前2項の規定による減額後の指定管理料の額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、前払金額が第1項及び第2項の規定による減額後の指定管理料の額を超えるときは、その差額を、甲が定める日までに甲の発行する返納通知書により甲に返納しなければならない。
 - 5 乙は、前項の規定により指定管理料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年〇パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

<利用料金制度を導入している施設>

- 5 管理業務に係る収支における剰余金の額から不完全履行剰余金を差し引いた額については、乙の経営努力により生じた利益として認定する。
ただし、指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益については、乙の経営努力により生じた利益とはしない。
当該利益の認定に当たっては、乙がその根拠を示すものとする。
- 6 乙の経営努力により生じた利益については、乙の利益とするが、管理業務の収益規模及び施設名使用者の負担等に照らして過大であると認められる部分（以下「過大利益」という。）があるときは、乙は、甲と協議して定める方法により、過大利益を還元するものとする。
- 7 前項の過大利益の額は、次の式により算出した額（当該額が負数となる場合にあつては、零）を目安として決定するものとする。

$$A - B \times 0.2$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 管理業務に係る収支における剰余金の額から不完全履行剰余金の額を差し引いた額

B 利用料金の額が条例別表に定める基準額と同額であると仮定して計算した当該事業年度の利用料金の収入総額（光熱水費等、実費相当額を徴収する場合の利用料金の収入額を除く。）

<利用料金制度を導入していない施設>

5 管理業務に係る収支における剰余金の額から不完全履行剰余金を差し引いた額については、乙の経営努力により生じた利益として認定し、乙の利益とする。

ただし、指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益については、乙の経営努力により生じた利益とはしない。

当該利益の認定に当たっては、乙がその根拠を示すものとする。

<その他：利益を還元させる場合>

5 管理業務に係る収支における剰余金の額から不完全履行剰余金を差し引いた額については、甲乙協議の上、次に掲げるいずれかの方法により還元するものとする。

- (1) 欠損金の発生に備えた乙の内部留保
- (2) 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業
- (3) 施設改善等の実施
- (4) 当事業年度又は翌事業年度における指定管理料の減額
- (5) 県への納付

(リスクの分担)

第49条 管理業務に関する甲と乙の間のリスクの分担については、別表「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲、乙協議してリスクの分担を決定する。

第3節 利用料金

(利用料金)

第50条 乙は、条例該当条項に規定する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、乙の収入として收受するものとし、その事務は、乙が行うものとする。

2 利用料金収入は、〇〇〇業務に要する経費に充てるものとする。

3 乙は、条例該当条項で定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

4 乙は、施設名に係る利用料金の額の変更の承認を受けようとするときは、利用料金の額を変更しようとする日の〇月前までに、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 利用料金を変更する理由
- (2) 変更後の利用料金の額
- (3) 変更後の管理業務に係る収支予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

5 乙は、前項の規定により甲の承認を受けて利用料金を変更したときは、施設名の利用者に対し、その変更の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(利用料金等に係る現金の出納事務)

第51条 乙は、施設名の利用料金及び自主事業の参加料等（以下この条において「利用料金等」という。）に係る現金の出納事務を処理するに当たっては、次に定めるところによらなければならない。

(1) 利用料金等を現金により収納したときは、使用者に対し領収書を交付すること。

(2) 現金出納簿を備え置き、利用料金等に係る現金の収納の状況を明らかにすること。

(利用料金の減免)

第52条 利用料金の減免に関する事務は乙が行うものとする。

2 利用料金の減免の基準は、別記第2（利用料金減免基準）に掲げるとおりとし、乙は、当基準に基づき、利用料金の減免に関する事務を適正に行うものとする。

3 乙は、新たに減免の基準を設けようとするときは、あらかじめ、甲に協議し、その承認を得なければならない。

第4章 指定の取消し及び業務の停止等

(管理業務の遂行が困難となった場合の申出)

第53条 乙は、管理業務の遂行が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、遅滞なく、その旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の遂行が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、甲と乙は管理業務の継続について協議するものとする。

(指定の取消し及び業務の停止)

第54条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 乙が、関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

(2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 甲が乙に対して行う管理業務の改善の勧告又は指示に従わないとき。

(4) 前条第2項の規定による改善を期間内にすることができなかつたとき。

(5) 乙の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(6) 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な違反をしたと認められるとき。

(7) 申請の資格を満たさなくなつたとき。

(8) 乙が公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申し立てたと認められるとき又は組織的な違法行為を行った場合など、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上

著しく不相当と判断される時。

(9) その他乙による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により乙の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、甲は指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に命じることができる。

(指定の取消し等により生じた損害)

第55条 前条の規定により甲が乙の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合においては、甲は、これによって乙に生じた損害を賠償する責めを負わないものとする。

第5章 業務の引継ぎ

(施設等の引渡し)

第56条 乙は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により乙の指定が取り消されたときは、施設名の施設、設備及び貸与備品を甲の指定する期日までに、自己の費用で原状に回復した上で、甲又は甲が指定する団体に引き渡さなければならない。

ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたものについてはこの限りでない。

2 乙は、第33条第5項に規定する台帳等の書類により、施設、設備及び貸与備品の管理の状況を明らかにしておかなければならない。

3 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する現状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって現状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(調達備品の取扱い)

第57条 前条第1項の施設等の引き渡しに関して、調達備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。

ただし、甲と乙が協議し、両者が合意した場合には、乙は、甲が指定する団体に対して引き継ぐことができるものとする。

(システムの取扱い)

第58条 第56条第1項の施設等の引き渡しに関して、乙が、甲が支払う指定管理料又は利用料金で構築したシステム（ホームページを含む。以下「システム」という。）については、甲又は甲が指定する団体に対して引き継がなければならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしなければならない。

(事務の引継ぎ)

第59条 乙は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により乙の指定が取り消されたときは、甲の指示に従い、管理業務を甲又は甲が指定する団体に引き継がなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際して必要な事項については、別途協議するものとする。

- 2 甲は、甲が必要と認める場合には、乙に対して甲または甲が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第6章 年度別協定

(年度別協定)

第60条 年度別の管理業務の内容及びこれに係る指定管理料等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めることとする。

<複数応募の場合のみ>

第7章 グループの構成

(債務の履行)

第61条 乙の構成員は、協同連帯して管理業務を実施するものとし、協定に関する責任は、構成員全てが連帯して負うものとする。

2 乙の構成員が債務を履行しない場合、甲は、乙の他の構成員に対し、債務の履行及び債務の不履行に係る費用の負担を命じることができるものとする。

(構成員の変更)

第62条 乙は、やむを得ない場合を除き、その構成員を変更することができない。

2 乙は、前項の規定により構成員を変更する場合、あらかじめ甲に申し出なければならない。

3 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議により措置を決定するものとする。

第8章 雑則

(名称等の変更の届出)

第63条 乙は、名称、主たる事務所の所在地、代表者又は定款の内容を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第64条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等の解決)

第65条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(履行の決定)

第66条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定締結に要する費用)

第67条 この協定の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第68条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山口県
山口県知事

乙